

2022 年度事業計画書

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

(本部事務局) 東京都墨田区太平1丁目11-6 そのだビル2階

(仙台事務局) 宮城県仙台市青葉区本町1丁目13-24 錦ビル7階

(関西事務局) 兵庫県西宮市甲風園1丁目3-12 カミヤビル3階

I 事業概要

1. 事業構成

(1) 公益目的事業

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

本事業は、次の①～⑩で構成される。

- ① 生活困窮世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
- ② 大阪市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ③ 上峰町における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ④ 渋谷区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑤ 千葉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑥ 那覇市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑦ 国立市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑧ 民間団体と連携した学校外教育バウチャーの提供
- ⑨ 生活困窮世帯の子どもへの体験活動バウチャーの提供モデル事業
- ⑩ 児童等に対するアドバイザーの派遣

(2) 収益事業等

子ども・若者及びその家族への支援を行う団体等に対する事業運営サポート

- ① 民間団体授業料減免制度の制度設計支援

※学校外教育バウチャーとは、児童等に提供する学習塾や文化・スポーツ教室等の学校外教育サービスに用途を限定した利用券（補助金）を指す。（以下、「バウチャー」「クーポン」という用語も同一の意味とする）

※児童等とは、小学生から高校生までの児童生徒もしくはそれに準ずる学校に属する児童生徒又は、中学校卒業後に高等学校もしくは高等学校卒業程度認定試験を受験する者を指す。

2. 公益目的事業実施概要

本年度は次の①から⑩の公益目的事業を実施する。

名称	実施地域	受益対象者	受益者数
①生活困窮世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供	岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県等※	生活保護、児童扶養手当、就学援助の受給世帯又は一定所得以下の世帯の児童等	744名
②大阪市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	大阪府大阪市	市内に居住する中学生を養育する方で、養育者とその配偶者の合計所得が、市が定める所得制限限度額未満の方	30,100名
③上峰町における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	佐賀県上峰町	町内に居住する中学1年生～3年生の保護者	326名
④渋谷区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	東京都渋谷区	区において生活保護を受給している世帯の小学1年生～中学3年生	25名
⑤千葉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	千葉県千葉市	市内在住の生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学5年生及び6年生	230名
⑥那覇市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	沖縄県那覇市	市内の生活保護受給世帯の小学4年生～6年生	76名
⑦国立市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	東京都国立市	市内在住の生活保護受給世帯の小学生から高校生	75名
⑧民間団体と連携した学校外教育バウチャーの提供	千葉県松戸市 柏市 流山市	実施地域に居住する生活保護、児童扶養手当、就学援助の受給世帯の中学3年生、高校1年生	125名
⑨生活困窮世帯の子どもへの体験活動バウチャーの提供モデル事業	宮城県石巻市、東松島市、女川町 岡山県岡山市	実施地域に居住する20歳未満の生活困窮世帯の子ども ※詳細は各実施地域で定める	100名
⑩児童等に対するアドバイザーの派遣	①、②、④、⑧の実施地域	①、②、④、⑧の対象者の一部	370名

※東日本大震災で被災した後、岩手県 宮城県 福島県から県外避難した者の居住地も含む

II 事業内容

■公益目的事業

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

1. 生活困窮世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

※一般公募による利用者募集方法（一般枠）のほか、利用申請が困難な子どもにバウチャーを提供することを目的に、推薦枠を設置する。

i. 一般枠

(1) 対象者

次の3点の要件を満たす者を対象者とする。

①申請日時時点で次の都府県に居住していること

[岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県]

ただし、2021年度の利用者で、東日本大震災で被災した後、岩手県、宮城県、福島県から県外避難した者の居住地は問わないこととする。

②2022年4月1日時点で20歳未満の児童等、及び2021年度の利用者で、高等教育機関もしくは就職等を目指して学習を行う高等学校卒業生又は高等学校卒業程度認定試験合格者

③世帯の経済状況について、アからエのいずれかに該当すること

ア. ②の保護者が、申請日時時点で生活保護の適用を受けている

イ. ②の保護者が、2021年度に児童扶養手当の支給を受けている※

ウ. ②の保護者が、2021年度就学援助の認定を受けている

エ. ②が属する世帯の所得が次の世帯所得基準以下である

※公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方はイの対象に含む。

■世帯所得基準

世帯人数	岩手県・宮城県・福島県の方	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の方	京都府・大阪府・兵庫県の方
2人	1,710,000円	3,000,000円	2,527,750円
3人	2,158,000円	3,620,000円	2,987,146円
4人	2,580,000円	4,360,000円	3,563,803円
5人	2,932,000円	4,950,000円	3,958,711円

(2) 給付予定人数

666名

(3) バウチャー提供額・利用期間

①総額

150,350,000円

②利用期間

継続利用者 2022年4月1日から2023年3月31日

新規利用者 2022年5月1日から2023年3月31日

(4) スケジュール

- ・ 2022年4月 1日 継続利用者バウチャー利用開始
- ・ 2022年4月 20日 新規利用者決定（常務会による議決）
- ・ 2022年5月 1日 新規利用者バウチャー利用開始
- ・ 2023年1月 12日 2023年度継続利用案内送付
- ・ 2023年3月 8日 2023年度継続利用者決定（常務会による議決）
- ・ 2023年3月 30日 2023年度継続利用者バウチャー提供

ii. 推薦枠

(1) 対象者

実施要綱で定める指定機関が支援している児童等の中で、次のアまたはイのいずれかの者を対象とする。

ア 生活困窮世帯の児童生徒

次の①から④の条件を満たす者とする。

①申請日時点で次の都府県に居住していること

[岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県]

②2022年4月1日時点で20歳未満の児童等であること

③指定機関から推薦があり、一般枠の利用申請が困難な理由を聴取できていること

④当該児童等の保護者が、生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者であること

イ 不登校の児童生徒

次の①から④の条件を満たす者とする。

①申請日時点で次の都府県に居住していること

[岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県]

②2022年4月1日時点で20歳未満の小学生、中学生、高校生の児童生徒であること

③指定機関から推薦があり、不登校状態が証明されていること

④世帯の経済状況について、アからエのいずれかに該当すること

ア. ②の保護者が、申請日時点で生活保護の適用を受けている

イ. ②の保護者が、2021年度に児童扶養手当の支給を受けている※

ウ. ②の保護者が、2021年度就学援助の認定を受けている

エ. ②が属する世帯の所得が次の世帯所得基準以下である

※公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方はイの対象に含む。

■世帯所得基準

世帯 人数	岩手県・宮城県・福島 県の方	埼玉県・千葉県・東京 都・神奈川県の方	京都府・大阪府・兵庫 県の方
2人	1,710,000円	3,000,000円	2,527,750円
3人	2,158,000円	3,620,000円	2,987,146円
4人	2,580,000円	4,360,000円	3,563,803円
5人	2,932,000円	4,950,000円	3,958,711円

(2) 給付予定人数

78名

(3) バウチャー提供額・利用期間

①総額

10,171,915円

②地域ごとの配分

東 北（岩手県 宮城県 福島県）	6,171,915円
東京圏（埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県）	2,000,000円
関 西（京都府 大阪府 兵庫県）	2,000,000円

③利用期間

利用決定日から2023年3月31日

(4) スケジュール

- ・ 2022年4月～2023年1月の随時 新規利用者募集開始
- ・ 2022年4月～2023年2月の随時 利用者決定（常務会による議決）
- ・ 2022年5月～2023年3月の随時 バウチャー利用期間

2. 大阪市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、中学生の学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室等の学校外教育にかかる費用を助成する事業である。

(2) 事業の対象者

大阪市内に居住する中学生を養育する方で、養育者とその配偶者の合計所得が、市が定める所得制限限度額未満の方 ※対象者数は30,100名

(3) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用者募集」、「カード使用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者訪問調査」からなる。

③検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

(4) 事業実施団体等

①事業実施

大阪市こども青少年局

②業務運営受託事業者

大阪市塾代助成事業凸版・CFC共同事業体

(代表者) 凸版印刷株式会社 (構成員) 当法人

3. 上峰町における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、生徒の基礎学力の定着、苦手分野の克服、学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、町内の中学生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

上峰町内に居住する中学校1年生から3年生の保護者

(3) 給付予定人数

326名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

9,525,000円

②利用期間

2022年8月から2023年2月

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用希望先の聴取」、「利用方法周知」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

4. 渋谷区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、学力や学習意欲を伸ばす機会を提供するため、経済的困難を抱える小学生・中学生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

東京都渋谷区に居住する小学生・中学生の児童生徒で、申請日時点において、当該生徒の保護者が生活保護法の被保護者であること。

(3) 給付予定人数

25名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

2,750,000円

②利用期間

利用決定日から2023年3月31日まで

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

5. 千葉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、家庭の経済的な理由から、学習塾や習い事等の学校外教育を受けられない児童について、学校外の教育機会の均等化を図り、学力や非認知能力の向上、生活習慣等の改善を目指し、学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

千葉市在住のひとり親家庭かつ生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学校5年生及び6年生の児童

(3) 給付予定人数

230名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

27,600,000円

②利用期間

利用決定日から2023年3月31日まで

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

6. 那覇市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、家庭の経済的な理由で学校外教育を受けることができない児童の教育格差を解消することで、学力向上を図るため、学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

市内在住の生活保護受給世帯の小学4年生から6年生の児童

(3) 給付予定人数

76名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

6,384,000円

②利用期間

利用決定日から2023年3月31日まで

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

7. 国立市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、子どもの学校外学習の機会を確保していくことで、貧困の連鎖を防止することに

繋げていくため、経済的困難を抱える小学生から高校生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

市内在住の生活保護受給世帯の小学生から高校生

(3) 給付予定人数

24名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

2,700,000円

②利用期間

利用決定日から2023年3月31日

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

(6) 事業実施団体等

①事業実施

国立市健康福祉部

②業務運営受託事業者

リング・リンクくにたち・CFC共同事業体

(代表者) 一般社団法人リング・リンクくにたち (構成員) 当法人

8. 民間団体と連携した学校外教育バウチャーの提供

(1) 事業の概要

経済的な理由から、学習塾等の学校外教育を受けられない生徒に対して、民間の財団と連携し、学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

次の2点に当てはまる者を対象とする。

①千葉県松戸市、柏市、流山市内に住んでいる中学3年生、高校1年生であること

②クーポン利用希望者の保護者が、次のア～ウのいずれかに当てはまること

ア. 2021年度就学援助の認定を受けている

イ. 2021年度に児童扶養手当の支給を受けている*

ウ. 申込み時点で、生活保護の適用を受けている

※公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない場合もイの対象に含む。

(3) 給付予定人数

125名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

25,000,000円

②利用期間

継続利用者 2022年4月1日から2023年3月31日

新規利用者 2022年5月1日から2023年3月31日

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用者募集」、「利用者申請受付」、「利用決定通知」、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

(6) 助成・協力

公益財団法人マブチ国際育英財団

9. 生活困窮世帯の子どもへの体験活動バウチャーの提供モデル事業

(1) 事業の概要

子どもの体験格差の解消を目指して、各地域の支援団体等（子ども・子育て支援団体、生活困窮者支援団体、その他の支援団体等）と協働し、生活困窮世帯の子どもに対して体験活動に用途を限定したバウチャーを提供するモデル事業である。

(2) 事業の対象者

宮城県石巻市圏域（石巻市、東松島市、女川町）、岡山県岡山市の生活困窮世帯の子ども

(3) 事業の期間

2022年4月1日から2023年3月31日

(4) 業務の内容

①支援金の受け入れ及びバウチャーの発行

バウチャーの原資となる支援金の受け入れ、及び子ども等に対するバウチャーの発行並びに教育事業者への支払いを行う。

②以下の業務の運営

ア．利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用者申請受付」、「利用決定通知」、「利用方法周知」、「利用者情報管理」からなる。

イ．事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

ウ．情報発信業務

「資金調達、連携団体募集のための情報発信」、「子ども、保護者、教育事業者等へのリサーチ」、「リサーチ結果等の情報発信」からなる。

(5) 事業実施団体等

①石巻圏域共同運営事務局

当法人、特定非営利活動法人TEDIC

②岡山共同運営事務局

当法人、特定非営利活動法人チャリティーサンタ

③助成・協力

みてね基金

10. 児童等に対するアドバイザーの派遣

(1) 概要

大学生等のボランティア（以下、ブラザー・シスターという。）が、学校外教育バウチャーの提供を行った児童等のうち、常務会が定める基準に該当する者に対して、学習・進路の相談業務やバウチャー利用に関する助言を行う。

(2) ブラザー・シスターの想定人数

125名（仙台80名、東京40名、大阪5名）

(3) 支援内容

①学習・進路相談

ブラザー・シスターは、児童等の学習や進路の相談に応じ、選択肢を拡げるように努める。

②進路等の情報提供

ブラザー・シスターは、児童等に対して進学・就職等の情報を提供する。

③バウチャー利用促進

ブラザー・シスターは、児童等の希望に応じてバウチャー利用先について助言し、バウチャー利用の促進を図る。

(4) 頻度・時間

1人の児童等に対して、月に1回30分から1時間程度

(5) 実施地域

- ・電話やオンラインによる支援の場合 当法人事務局
- ・面談による支援の場合 宮城県内、東京都内の公共施設等

(6) サポート体制

対人援助、心理、教育等の専門家が、児童等と関わるうえで必要なスキル・知識等を研修し、ブラザー・シスターの活動をサポートする。（※専門家等は、最終ページ参照）

①養成研修（年1回実施）

専門家によるコミュニケーション・スキル、子どもの貧困・人権、進路・学習情報等に関する講義を行い、ブラザー・シスターを養成する。

②定期研修（年3回実施）

ブラザー・シスターは、児童等との関わりで生じた悩みや問題点を専門家や他のブラザー・シスターと共有し、助言や情報提供を受ける。

■収益事業

子ども・若者及びその家族への支援を行う団体等に対する事業運営サポート

1. 民間団体授業料減免制度の制度設計支援

(1) 事業の概要

本事業は、他団体が運営する授業料減免制度の制度設計、審査基準作成等の業務運営支援を行うものである。

(2) 支援対象の団体

軽井沢風越学園

(3) 事業の期間

2022年4月1日から2022年12月31日

(4) 業務内容

①授業料減免制度の設計

応募資格、審査基準・審査方法、給付額等の設計、提案

②関連資料作成

利用者募集に関連する各種様式（応募要項、申請書等）の作成

③その他、付随する業務

申請受付、審査手順等のレクチャー等、本事業に付随するその他の業務

Ⅲ 外部アドバイザー・専門家

- ・ 阿部 裕二 (東北福祉大学総合福祉学部 教授)
- ・ 小林 純子 (特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ 代表理事)
- ・ 小林 庸平 (三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員)
- ・ 駒崎 弘樹 (特定非営利活動法人フローレンス 代表理事)
- ・ 佐藤 宏平 (山形大学地域教育文化学部 准教授)
- ・ 佐藤 利憲 (福島県立医科大学看護学部 講師)
- ・ 高橋 聡美 (防衛医科大学校医学教育部 教授)
- ・ 武井 敦史 (静岡大学大学院教育学研究科 教授)
- ・ 田村 太郎 (一般財団法人ダイバーシティ研究所 代表理事)
- ・ 津久井 進 (弁護士／弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所 代表社員)
- ・ 出村 和子 (社会福祉法人仙台いのちの電話 理事)
- ・ 苫野 一徳 (熊本大学教育学部 准教授)

- ・ 長尾 文雄 (特定非営利活動法人ブレインヒューマニティー 顧問)
- ・ 西田 正弘 (特定非営利活動法人子どもグリーフサポートステーション 代表理事)
- ・ 半羽 利美佳 (武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 准教授)
- ・ 平泉 拓 (宮城大学看護学群 准教授)
- ・ 村田 治 (関西学院大学学長／あしなが育英会 副会長)
- ・ 望月 優大 (株式会社コモンセンス 代表取締役)
- ・ 門馬 優 (特定非営利活動法人 TEDIC 理事)